

会 議 録

(嬉野市審議会等の公開に関する要綱第9条関係)

		所管課	下水道課
会議名 (審議会等名)	令和8年度 第4回 嬉野市下水道審議会		
開催日時	令和8年8月27日(木) 15:00～16:00		
開催場所	嬉野市役所 嬉野庁舎 3-1会議室		
傍聴の可否	可 ・ 不可 ・ 一部不可	傍聴者数	0名
傍聴不可・一部不可 の場合はその理由	嬉野市審議会等の会議の公開に関する要綱第4条第1項第2号の、会議を公開することにより、公正かつ円滑な審議が著しく阻害され、会議の目的が達成できないと認められる場合に該当するため		
出席者	委員	角田委員、北川委員、鳥巢委員、中尾委員、野辺田委員 内野委員、井上委員	
	事務局	下水道課長、下水道課副課長、下水道課主任、 下水道課主査、下水道課主査	
	その他		
会議の議題	(1) 会議の公開・非公開の決定について (2) 料金改定案について (3) 今後の経費負担の考え方について		
配布資料	式次第、審議会資料		
審議等の内容	別紙のとおり		

審 議 等 の 内 容

(嬉野市審議会等の公開に関する要綱第9条関係)

		所管課	下水道課
議 題	(1) 会議の公開・非公開の決定について (2) 料金改定案について (3) 今後の経費負担の考え方について		
内 容	下記のとおり		
審 議 経 過	会長 事務局	議題(1) 会議の公開・非公開の決定について、非公開に委員全員賛成。 ということで、非公開ということでさせていただきたいと思います。 それでは議題の「料金改定案」につきまして、事務局から説明をお願いします。 1 ページ、料金改定案について説明いたします。まず、第3回下水道審議会の振り返りということで説明していきます。 まず市営浄化槽にかかる費用ということで、この収支計画は令和9年度から令和13年度までの費用を見まして、5年間分の総括原価の算定を行いました。 算定の結果、その5年間の総括原価で約5億4000万円が必要です。1年間で考えますと、約1億800万円の費用が発生するという事を前回審議会の方でお話をさせていただきました。 2 ページをお願いします。では、浄化槽の使用料算定の考え方ということで、前回の審議会でも説明いたしましたが、先ほど挙げた約1億800万円という必要な使用料収入があります。 ただここに関して、その金額を収入として確保しようとする、現行料金の約2倍になり、大幅な負担増となるということで、審議会の方で、まず経費回収率80%。これは農業集落排水の基準ベースに近い形で、まずは80%を回収しようということで設定をし、約8600万円の収入の確保を目標としましょうと話になりました。また、料金体系の見直しということで、この8600万円を確保するためには、使用水量ベースでは回収できないので、人槽ベースの体系に見直しましょうということで、前回の審査会で決まりました。 3 ページをお願いします。これが現状の浄化槽の維持管理基数となります。このグラフを見て、まずわかることが5人槽、6〜7人槽の割合が非常に高いということです。人槽によつての大きな偏りがあるということで、ほぼ5人槽、6〜7人槽で、8人槽以上の基数が少ないというのが、このグラフから見てわかります。 この人槽体系で料金体系を考える場合に、5人槽、6〜7人槽がボリュームゾーンになってきますので、そこに負担を求めないということは避けられないという状態になっています。	

	次に 4 ページ、浄化槽の人槽別排水量ということで、主に占めているのが排水量の 20 トン、30 トンの方たちが多いことがこのグラフからわかります。右側のグラフが 11 人槽以上になりますが、排水量が 5 トンとか 10 トンとか、人槽は大きくても、思った以上に排水量は出ていないことがこのグラフから見てわかります。つまり、このグラフから見ると、使用水量体系でいくと、料金がなかなか取れないことがわかります。 5 ページ目は、今回事務局が提案する料金改定案になります。 まず、現行について、令和 7 年 5 月に料金改定をして、使用水量ベースになっているので、まず基本使用量 0 立米で、使っていないくても使っていてもかかる費用としてまず 1000 円。1～10 立米使うと 100 円、11～20 立米使うと 140 円、21～40 立米使うと 190 円、41 立米以上は 230 円という累進制になっています。 それで 20 立米で見た時の使用料というのは 3400 円になっていまして、今の料金収入としては約 4500 万円の収入しか確保ができていないというような形になります。そこで、まず改定案 1 についてですが、この改定案 1 の設定条件は「均等改定」としております。これは先ほどの総括原価をもとに料金を決定したものになっています。 まず改定案 1 のメリットとしては、総括原価に直結した料金体系になっていますので、それぞれの人槽によって負担の不公平さが少ないというのがメリットです。デメリットを申し上げますと、この 5 人槽で見ていただくと、同じ 20 立米を使った場合に比べますと、負担が大きい事が改定案 1 のデメリットになります。 次に、改定案 2 について、この設定条件は「一般世帯の負担軽減」としています。どこを中心に考えたかという、この 5～7 人槽、特に管理している基数が多いところになります。ここの負担を極力落とし、5000 円以内 4000 円とかにすると、この上の層がどうしても上がってきてしまう。これを考えて 5～7 人槽も 5000 円以上は必ず取らなければいけないというところでこのように設定しました。 改定案 2 のメリットとして、やはり 5～7 人槽の負担が改定案 1 に比べたら下がっている。デメリットとしては、40 人槽、50 人槽とかが、本来の総括原価以上の負担が大きくなっているところになります。 最後に改定案 3 になります。この改定案 3 は「バランス型」として、総括原価をもとにして 50 人槽のところをまず設定。ここの 27,000 円は、後に添付している資料の他市との比較ということで、佐賀県内で人槽体系料金を取っているところが佐賀市と神埼市の 2 市のみとなります。あと久留米市があつて、神埼市と久留米市が大体 27,000 円台になっていますので、これを最大という形で合わせています。改定案 3 に関しては、大口の大規模人槽の負担も抑えつつ、小規模人槽の負担を抑えるような改定案になっています。 次に 6 ページ、経費回収率の改善効果について、まず料金負担の比較ということで、5 人槽で占めるところの水量が多かったのが 20 トンのところになります。 20 トン使用で見た時に現行であれば 3400 円、これが改定案 1 だったら 5700 円、改定案 2 だったら 5000 円、改定案 3 だったら 5400 円になることをここでお示しし
--	---

		ています。 7 人槽、15 人槽、50 人槽とあって、50 人槽の改定案 1 については現行よりも料金が下がっているところもあります。これから委員の皆様で話していただく中でどこに負担を求めているのかを検討いただきたいと思います。どの改定案を取っても 8650 万円の確保はできます。どこに負担を求めるのかの検討になります。それ以外の参考として、次の 7 ページで維持管理のコストの比較を出していますが、左側が個人設置浄化槽で、個人の方が委託業者に維持管理として払っている費用です。右側は市営浄化槽の維持管理費で、清掃・点検でかかっている費用をここに出しています。 この比較と、次の 8 ページの他市比較、人槽体系の使用量というところを比較しながら 5 ページの料金改定案のどれが一番いいかのご審議をいただきたいと思います。 事務局からの説明は以上です。
	会長	はい、ありがとうございました。改定案 1.2.3 それぞれメリットとデメリットがあるので、皆様の忌憚のないご意見をいただければと思うところであります。今日の到達目標としては、まずはどれかに絞るというのが一つあります。 わかりやすいものとしては 6 ページです。現行とこの改定案で、どの辺りがどれだけ料金が上がるかが分かります。
	事務局	3 ページで、5 人槽と 6～7 人槽が、大体 520 とか 480 件ぐらいある。あとはその 11 人槽から 50 人槽、このあたりだと大体どれぐらいの数字ですか。
	事務局	まず 11～15 人槽が 18 件、16～20 人槽が 6 件、21～24 人槽が 1 件、25～30 人槽が 5 件、31～40 人槽が 3 件、41～50 人槽は 4 件です。
	会長	もう一つ、個人生活で利用している方と、営業営利目的で利用されている方の違いもあると思うんですけど。
	事務局	一番分かれるところとしては、11 人槽以降はだいたい事業所です。
	委員	10 人槽は混ざっているような状態になるので、併用住宅・兼用住宅であったり、大きな家の一般世帯というところもあります。
	事務局	大きな 41～50 人槽の 4 件というのは。
	委員	例えばキャンプ場とかアパートとか。アパートで 8 室以上あるものは 50 人槽がついています。
	事務局	官公庁には浄化槽は入っていないですか。
	事務局	官公庁も入っています。公民館や消防機庫とかは大体 11～15 人槽の区分に入っています。
	委員	市役所とか嬉野老人福祉センターは。
	事務局	公共下水道になっています。
	委員	50 人槽以上だと大体自分たちでつけてらっしゃる、旅館とかです。
	事務局	前回（の料金改定時）も大きいところは負担が大きく、説明に行ったんですよ。前は集合処理区域の方もいらっしゃった。特に病院が水をたくさん使われるからというようにところがあつたんですけど、今回の浄化槽は人槽が大きくても排水量

		が多くないこともあったりします。そのあたりもあって、使用料が取れてなかったというようなところもあります。 大きい人槽はだいたいアパート、事業所、あとデイサービスなどがあります。
委員		理解してもらうためには、人槽の大きいところが理解率はいいいでしょうね。
事務局		大きな人槽の方に負担をと思ったんですけど、実際見てみると基数が少ない。大きな人槽の料金を上げてても大幅な増収にはならない。7 人槽以下の一般世帯からどうしても取らざるをえない。
委員		でもこの3案から見れば、どの案でも確保できますよってという話じゃないですか。
事務局		それは取れます。
委員		例えば第2案とすれば、大きいところ（50 人槽）は 35,000 円、今 21000 円ですけど。5 人槽は 3400 円が 5000 円、やっぱり小さい方が多いから。
事務局		数が多い小規模の 5 人槽から 7 人槽に対しての軽減をしているのは、改定案 2。あとはどう考えるかですね。大規模人槽のところにも配慮しないといけないということであれば改定案 3。改定案 1 は均等にしているので、ここをベースとして見た時にどう考えるかの話になります。
委員		1 人暮らし・2 人暮らしで、例えば佐賀市や神崎市、久留米市もそうだけど、大体 2 ～3 千円で収まるところが、（改定案では）5000 円から。
事務局		改定案は額が大きいなっていうのはあるんですけど、佐賀市と以前話をしたこともあるんですけど、やっぱり赤字なんです。料金改定をしていなくて、料金が取れてないからと言われるので、今後どうされていくのか。佐賀市の財政力があればという話にはなってきます。久留米市に関しては、もう市営浄化槽の整備は止められました。今後は個人設置に戻していくというふうな方向を考えてはおられるようですが、ただその動き自体はまだ起きてはいいです。でも、令和 6 年で整備は止められたということです。神崎市に関しては、もともと人員制というようなところもある。市町村合併もあり人員制を反映させながらの人槽体系になっている。それぞれの市町村によって考え方は違うところではありますけど、どこに負担を持ってくるのかというところになります。
委員		1 人暮らしとか、国民年金だけでとか生活自体も厳しい中で、ちょっとやっぱり上げすぎるのは非常に大変かなと。社会保険とか厚生年金とかある人はいいいと思うんですけど、そういった弱者を助けるって考えると 2 番の案がいいかな。
委員		むしろ 1 人 2 人暮らしはもっと下げた方がいいんじゃないかと思うんですけど。
事務局		そうなってくると、経費回収率をもっと下げないといけない。80%を掲げるとなると、もうここが実際最終になる。
委員		今 80%で検討しているんですけど、100%にしていきたいんですよ。
事務局		そうですね、実際は 100%にいきますので、今回令和 9 年から令和 13 年度までということにしているので、次回見直しのタイミングを 5 年後に考えています。まず集合処理の方からまた見直しをするんですけど、その後また（浄化槽も）見直しがあります。
委員		世帯人数が減るとどうなりますか。

事務局	世帯人数が減っても浄化槽を入れている方の維持管理費は変わらない。この後のお話にはなりますが、個人設置浄化槽の維持管理費を見ていただくと、市の使用料を払うよりも抑えられる。個人設置に戻すようにすれば個人負担は減っていく。市の方が高いので、市の管理から個人に管理を戻して、個人で必要な分を自分で払っていく。そのために市の浄化槽使用料を上げるのも一つかなと。そうすると、市営と個人設置の負担の不公平さはなくなっていくものと思っています。
委員	そういうことですか。この 3 つを見ると、大体 1 つの改定案に行き着くかなと思うんですけど。もっと違う案ができるんじゃないかと思うんですけど。佐賀・神埼・久留米とかを見ても、5 人槽と 6～7 人槽の違いは大体 500 円ぐらいですね。
事務局	収支計画とかを見ていて、叩き台として作った時にも大体 5 人槽と 6～7 人槽の差っているのは 500 円だったんです。そこは建物の床面積とかであったりとかするので、その 5 人槽と 6～7 人槽のところで、負担の差を大きく設けることはしていない。あえてどの案も 500 円の差にしている。
委員	最低でも 5000 円かかるんだったら、汲み取りに戻そうという人が出てくるのでは。
事務局	それは出来ないです。
委員	生活保護の方とか 1 人で住んでいる人とかはどうにかならないか。もう絶対 5000 円は必ずかかるか。
事務局	最後のページに循環型社会形成推進交付金があります。この中に小人数高齢世帯に対する維持管理負担軽減事業というのがあります。ただこれが限定的で、事業をして、ずっと継続ではなく 5 年間で、年齢や収入など対象要件が厳しくて。厳しい条件があった上で支給されるものなので、佐賀県内でこれを実施しているところは基山町ぐらいです。
委員	生活保護を受ける方はアパートの方が多いのではないか。
事務局	アパートであれば、アパート管理者へ請求になるので、生活保護で支払対象の方は少ないのかもしれないですね。浄化槽使用者で滞納されている方は少ない。生活が苦しいのであればあまり水洗化されていないと思うので。
委員	今は費用の半分ぐらいしか（使用料が）取れてない。それを一気に 80%まで上げるっていう話ですけど、75%ではいけないのか。
事務局	経費回収率 80%に関しては、前回お話をさせていただきましたが、令和 7 年の料金改定でまず 50%にはいっています。次の 100%までの間っていうのも一つではあるんですけども、まずは農業集落排水ベースのところまでは近づけたいというところでの 80%です。一般会計からの繰り入れのお金がかかなり厳しいというところもあって、この審議会の前に市長ともお話をさせていただきました。その中で 80%というのを今回目標という形で出していますが、目標ではなく、必ずこの 80%は満たしてくださいと言われました。これを下げるとするのは難しい。今後またさらに負担が、先延ばしになってしまうだけにもなります。平成 27 年度から浄化槽を整備していて、老朽化による修繕も多くなっています。それが今後さらに増えていくとなると今 75%にしても、さらにまたその負担が来ってしまうというような形にもなりますので。まずはその 80%というところはクリアしなければならないと考えていま

	会長	す。
	会長	改定案 2 でいいですね、はい。まだこの議論は続きますけど、改定案 2 をもととして、今度は議題（3）「今後の経費負担の考え方について」ということで、再び、事務局から説明をお願いします。
	事務局	次に今後の経費負担の考え方ということで、まず使用料で 80%を負担し、残り 20%はどうするのかになるんですけど、そこは「基準外繰り入れ」という形で、一般会計の方に要望して次回の料金改定までは財政の方の支援をいただく形を取っていきたいと考えております。ただこれで終わるわけではなくて、今後の課題として今浄化槽の整備をしています、継続すれば浄化槽の管理基数が増えることでその維持管理費が上がるというのがまずあります。公費負担の増加につながる。そこが膨れ上がってきてしまうことになるので、まず浄化槽事業のあり方を検討する必要があるということになります。 10 ページをご覧ください。前回と第 2 回目でお話しした内容になりますが、将来的な負担を抑制するためということで、事務局が前回お話をさせていただいたんですけれども、まず整備計画として、市町村設置浄化槽から個人設置浄化槽に変えて、補助金という形に戻すというのがまず 1 つ。 2 つ目に、帰属浄化槽の受け入れの廃止ということで、今回料金改定をすることによって市の浄化槽の方が高くなってきます。まずその帰属浄化槽として受け入れをすることがなくなってくるというようなところがありますので、もうそこでも廃止をしようというのが第 2 案です。 最後に 3 番、個人への無償譲渡ということで、今まで市が管理をしていたのを個人管理に戻しましょうと。帰属を受けた分を個人管理へ戻りたいって言った時に戻れる制度を作るところがこの 3 番です。例えば市で整備してから 10 年以上経ったもので、国の補助金が入っているので、10 年間は市営浄化槽のままですけど、10 年超えた整備を終えたものから個人に戻していくっていうような制度を作っていきます。そうすることによって、まず維持管理費、赤字部分の負担が下がります。そうするとその負担分が次回の料金改定の時には大幅な料金改定をしなくてよくなるというところにつながってきます。 ぜひこの 3 つの事業の見直しをご審議いただきたいと考えております。以上です。
	会長	ありがとうございます。ということで、1 か 2 か 3 かじゃなくて、この 3 つをセットで考えていきたいと思いますということで、異論はないところだと思います。そもそも 10 年経ったものから無償譲渡していきましょうという、その 10 年の根拠は何ですか。
	事務局	国補助の財産処分関係で 10 年というのがあります。10 年超えたものから（個人に）戻すということは他の自治体でも事例があります。維持管理費の赤字の部分になるので管理数を減らすことによって、そういったところが抑えられます。
	委員	10 年以内であれば、補助金を返さないといけない。
	事務局	平成 27 年から整備しているので、（10 年経過した所は個人に）返していけるっていうような形にはなっています。その間（10 年間）は市営として払わないといけませ

		ん。
委員		今後、合併浄化槽は個人でしていくの。
事務局		自分が使用する分だけ払えばいいので、逆にいいのかなと思っております。修繕もかかった分だけ払えばいいです。
委員		そうなれば、衛生管理業者の仕事がどんどん増えていくという形になるのかなと思いますね。
事務局		今後、集合処理の管整備を国の制度でという話がありますが、今後は人口減少が叫ばれる中で、管を短くしていくところについては浄化槽で整備というふうな形になっていきます。そういった時にも、個人設置浄化槽にしても負担の公平性はもう一緒ですよというふうに、まず進めていく土台をここで作るのが一番いいのかなと。
委員		そういう情報は皆さんに知らせないといけない。知っている人だけの話ではいけないので。
委員		一点確認ですけど、その 10 年超えたものから個人管理に移行ということですけど、そもそもその 5 人槽・6～7 人槽とか小さいものがそれですか。
事務局		それもありますし、大きなものもあります。
委員		大きいものを譲渡してもらっても困るんですけどみたいな。そういうことはないですか。
事務局		それはありません。他の自治体は、強制的に 10 年経ったものから返しますっていうこともされています。補助金の方が変わってくるので、汲み取りと同じような扱いに変わってくるのかなと思います。
会長		どうでしょう。事務局のこの説明の通り進めていってよろしいですか。
委員		はい（了承）。
会長		ということで終わりました。
		本日はこの 3 つの議題につきまして審議いただきましたが、委員の皆様からいただいたご意見を踏まえて、事務局で今後の取りまとめを進めていただきたいと思います。
		次回ですが、答申案の内容につきまして、委員の皆様からご意見いただきたいということで、まず案を作っていただきます。それを我々に見せていただいて検討したいと思います。